

12 外国人児童生徒教育の充実

1 基本的な考え方

多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図ります。

さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

2 現状

平成23年9月1日時点の県内公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,663人となり、平成13年度と比較すると2倍以上になっています。

また、小中学校における在籍校数は212校で、この数は、県内の小中学校の約4割の学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍していることとなっており、広域化が進んでいます。

【日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移】

※各年度 9月1日現在

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学校	479	459	473	563	671	810	998	1,128	1,162	1,094	1,061
中学校	246	201	217	225	207	232	305	358	376	407	440
県立学校	45	40	66	76	96	76	104	133	127	150	162
合計	770	700	756	864	974	1,118	1,407	1,619	1,665	1,651	1,663

3 具体的な取組

(1) 小中学校における対応

〈第1段階〉 外国人の子どもの受入体制の整備（国の事業の活用）

- ・ 就学促進員等を活用した就学案内や保護者の相談への対応
- ・ 来日後間もない子どもたちの初期適応指導教室への支援

〈第2段階〉 日本語指導や学校生活への適応指導の充実

① 外国人児童生徒巡回相談員の配置（12名）

- ・ 外国人児童生徒への日本語指導・適応指導への支援

② 外国人児童生徒教育専門員の配置（1名）

- ・ 電話及びメール等による相談、学校からの文書の翻訳や通訳の依頼への対応等

③ 専門的な知識や技術を持つ外国人児童生徒教育コーディネーターの派遣
(2名)

- ・ 受入体制が十分に整備されていない学校に対する、受入体制、日本語指導や学校生活への適応指導等の充実に向けた支援

〈第3段階〉 日本語で学ぶ力の育成

① 市町への委託事業（外国人児童生徒のための教科指導研究事業）

- ・ 外国人生徒が地域社会の一員として社会的自立ができるように、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム）に関する指導方法等の普及と三重県モデルの確立に向けた実践研究
- ・ 教科指導型日本語指導研究推進会議の設置

（2）高等学校における対応

① 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施

② 「高校進学ガイドブック」の作成

③ 社会的自立を目指す外国人生徒支援事業

　外国人生徒支援専門員1名を配置し、JSLカリキュラムの開発と取組の充実を図り、三重県モデルの確立をめざすとともに、進路指導等のカウンセリングや、保護者対象の教育相談等を支援

④ 外国人生徒の日本語習得支援緊急雇用創出事業（国の事業の活用）

　日本語支援員2名（ポルトガル語・スペイン語対応、各1名）の配置による授業支援や教育相談等の実施

⑤ 日本語支援等の取組を充実するため、飯野高校に多文化共生棟を建設

（3）特別支援学校における対応

① 特別支援学校外国人児童生徒支援員緊急雇用創出事業

　ポルトガル語対応及びスペイン語対応の学習支援相談員各1名の派遣による学習支援や教育相談等の実施

1.3 特別支援教育の推進

1 現状

(1) 対象となる範囲の拡大

- 平成19年度から通常の学級に在籍するLD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥/多動性障がい)、高機能自閉症等の児童生徒を支援対象に追加

(2) 在籍児童生徒数の増加【平成23年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校
特別支援学級*1	1,998名(+107名)	825名(+73名)
通級指導教室*2	479名(+50名)	13名(+1名)

*1 特別支援学級:小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級

*2 通級指導教室:小中学校の通常の学級で各教科など大半の教育を受け、その障がいに応じて特別の指導を別の場で行うための教室

県立特別支援学校在籍児童生徒数	1,387名(+47名)
-----------------	--------------

(3) 就学形態の多様化

- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に加え、通常学級にまでおよぶといった就学形態の多様化

(4) 県立特別支援学校卒業生の進学及び就労率【平成24年3月末現在】()内は前年の数値

- 進学及び就労率 34.2% (25.4%)
- 特別支援学校高等部卒業者就労内定率 100.0% (97.9%)

※参考 内定者 77名 (47名)

(5) 県立特別支援学校の環境整備

- 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき整備した、「くわな特別支援学校」を平成24年4月に開校
- 特別支援学校スクールバス整備として、整備計画に基づき配備(平成24年度は、スクールバス41台、ふれあい号1台、計42台を配置)

2 課題

- 就学前からの一貫した教育相談・支援や就学指導のあり方
- 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教職員の専門性の向上と人材育成
- 職場実習を重視した職業教育及び新たな職域開発等の就労支援の充実
- 対象となる児童生徒数の増加

3 今後の取組

- 早期からの一貫した教育相談・支援の充実
 - 「パーソナルカルテ*3」の作成および活用(情報交換・協議の促進)

- 巡回相談員を活用した、児童生徒の実態把握や具体的な指導への助言等による支援体制の構築
 - 就学指導委員会の専門的な指導・助言による、円滑な就学先の決定と具体的な支援体制の構築
 - 児童生徒及びその保護者の相談・支援を円滑に進めるための、保健・福祉・医療・労働等の関係機関の連携・協力によるネットワークの構築
- *3 パーソナルカルテ：発達障がいを含むすべての障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、就学から卒業まで一貫した支援をしていくためのツール。保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携をしながら作成し、「個別の就学支援ファイル」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等をひとつにまとめたファイル

(2) 教職員の専門性の向上

- 市町教育委員会で特別支援教育を推進する中核的な役割を担う者を対象に、専門的知識及び技能を高めるための連続講座（シードプロジェクト）を開催
- 「発達障がい児担当指導者内地留学生」として、1名の教員をあすなろ学園に派遣し、1年間の研修を実施（平成24年度：東員町）
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内における教職員のスキルアップ研修の充実
- 特別支援学校のセンター的機能等を活用した研修の機会の拡大と内容の充実（事例検討等を研修内容とした具体的な支援方策の検討）

(3) 後期中等教育及び就労・自立支援の充実

- 医師、臨床心理士、学校心理士等からなる専門家チームによる、発達障がいのある生徒の進路選択、進路保障等に関する取組の推進
- 特別支援学校に「職域開発支援員」（9名）を配置し、雇用促進のための職場開拓及び理解啓発の促進
- 特別支援学校にキャリア教育サポーター（5名）を配置し、生徒の適性と職種のマッチングに基づく組織的な職域開発を強化
- 早期からの労働体験を重視した特別支援学校版キャリア教育プログラムの構築
- 職業適性アセスメントを活用し、特別支援学校高等部における職業教育に関するコース制を導入した教育課程の編成
- 福祉、医療、労働等関係機関と連携した、地域における就労支援体制の整備

(4) 特別支援教育コーディネーターの活動時間を補完するため、小・中学校に113名、特別支援学校に38名の非常勤講師（県単）を配置

(5) 高等学校に「発達障がい支援員」3名を配置し、巡回相談等を効果的に活用して、特別支援教育体制整備を推進

14 特別支援学校の整備

1 現状と課題

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（平成22年11月策定）に基づく整備を推進

(1) 特別支援学校の整備

- ・ 東紀州くろしお学園（本校）の統合整備
- ・ 松阪地域特別支援学校（仮称）の整備
- ・ 寄宿舎5舎（盲学校、聾学校、城山特別支援学校、稻葉特別支援学校、度会特別支援学校）の3舎への統合についての検討

(2) 草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体的な整備に伴い、病院に併設される学校のあり方について検討が必要

(3) 既存施設の狭隘化

- ・ 杉の子特別支援学校石薬師分校の教室数不足に伴う作業室の確保が必要
- ・ くわな特別支援学校（平成24年4月開校）の今後の児童生徒数増加予測への対応

2 今後の対応方針

(1) 東紀州くろしお学園（本校）の統合整備

- ・ 防災面に配慮した新たな移転整備の候補地の検討と学校整備の実現
- ・ 整備にかかる基本コンセプトの検討

(2) 松阪地域特別支援学校（仮称）の整備

- ・ 整備候補地（松阪市南部又は多気町北部）を平成24年5月末までを目途に決定できるよう検討
- ・ 整備にかかる基本コンセプトの検討

(3) 特別支援学校の寄宿舎の整備

- ・ 寄宿舎に係る会議の開催による障がいの特性や地域のニーズ、立地や施設等の学校毎の課題、配置のバランス等の検討
- ・ 保護者説明会等において丁寧な説明を行い、学校と保護者等の共通理解を促進

(4) 草の実リハビリテーションセンター及びあすなろ学園の一体整備

- ・ 健康福祉部及び津市教育委員会との連携を進め、今後の学校のあり方についてさらに検討

(5) 杉の子特別支援学校石薬師分校

- ・ 教室数不足に伴う作業室が確保できるよう、石薬師高等学校と杉の子特別支援学校石薬師分校との協議を継続

(6) くわな特別支援学校

- ・ 今後の児童生徒の推移を見ながら、普通教室の確保と教育環境の整備について検討

15 安心して学べる環境づくりの推進

1 現状

(1) 暴力行為

平成22年度の暴力行為の発生件数は、686件で、平成21年度と比較すると、小学校で28件減少、中学校で120件減少、高等学校で12件増加となっており、全体で136件減少しています。

【暴力行為推移（校種別）】 [単位：件]

	H18	H19	H20	H21	H22
小学校	69	57	93	82	54
中学校	559	555	576	610	490
高等学校	112	151	130	130	142
合計	740	763	799	822	686

(2) いじめ

平成22年度のいじめの認知件数は340件で、平成21年度と比較すると小学校で64件増加、中学校で24件増加、高等学校で11件減少、特別支援学校で3件増加となっており、全体で80件増加しています。

【いじめ推移（校種別）】 [単位：件]

	H18	H19	H20	H21	H22
小学校	346	194	126	92	156
中学校	477	301	186	122	146
高等学校	88	47	48	45	34
特別支援学校	3	4	2	1	4
合計	914	546	362	260	340

(3) 不登校

平成22年度の小中学校の不登校児童生徒数は1,831人で、平成21年度と比較すると、小学校で7人減少、中学校で44人増加しており、全体で37人増加しています。

【公立小・中学校における不登校児童生徒数推移】 [単位：人]

	H18	H19	H20	H21	H22
小学校	384	361	373	357	350
中学校	1,560	1,557	1,536	1,437	1,481
合計	1,944	1,918	1,909	1,794	1,831

(4) 児童生徒の安全確保

県内における不審者情報の件数は、依然として高水準で推移しており、学校や通学途中における事件・事故が憂慮されることから、児童生徒の安全確保に関する取組を進めていく必要があります。

【県内の不審者情報】

[単位：件]

	H21			H22			H23		
	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校
声かけ	83	79	93	90	64	80	105	60	100
連れ去り	0	0	0	0	0	0	1	0	0
わいせつ	65	99	237	130	131	216	166	137	236
暴行被害	3	2	12	4	10	12	5	9	10
不審電話	3	8	3	63	6	2	6	11	2
計	154	188	345	287	211	310	283	217	348
年度計	687			808			848		

2 課題

- (1) 暴力行為の背景には、児童生徒の特性や生活環境など、さまざまな要因があることから、家庭への働きかけを含めた早期対応が重要であり、市町教育委員会や学校と連携を図りながら、支援を進めていく必要があります。
- (2) いじめ問題については、認知したいじめのほとんどが年度内に解決をしているものの、今後も定期的な点検やアンケート調査等の実施により、いじめの実態把握に努め、未然防止、早期発見・早期対応の取組を一層進める必要があります。
- (3) 不登校については、未然防止も含め学校全体での組織的な取組が不可欠であり、校種間や民間施設等も含めた他機関との連携が必要です。また、不登校の要因が複雑化・多様化しており、小学校低学年からの早期対応ができる体制を整備するとともに、専門家による継続的な支援が必要です。
- (4) 児童生徒の安全確保については、地域社会で学校安全に取り組む体制の整備や児童生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高める実践的な取組等、安全で安心できる学校を確立するための取組が必要です。

3 今後の対応

(1) 生徒指導対策事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員(12名)を小中学校及び高等学校に派遣し、問題行動へ適切に対応するための指導体制を支援します。

(2) いじめ・不登校対策事業

① 魅力ある学校づくり調査研究事業

不登校の未然防止を推進するために、児童生徒の豊かな人間性や自ら考える力など「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行います。

② 生徒指導・進路指導調査研究事業

不登校や暴力行為等、学校が抱える課題に対する未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組について、学校体制で取り組む集団づくりを通して調査研究を行います。また、教育支援センター実践交流会を開催し、昨年度作成した「教育支援センター(適応指導教室)スタッフガイド」の周知を図ります。

(3) ケータイ・ネット対策事業

児童生徒に関するサイトのネット検索・監視等を引き続き実施し、現状の把握と課題への対応を行います。また、情報モラル・リスク教育や保護者・学生による保護者啓発講座の充実を図ります。

(4) 学校問題解決サポート事業

① 学校問題解決サポートチーム活動事業

学校だけでは解決できない問題に対応するため「学校問題解決サポートチーム」を編成し、指導・助言にあたるとともに、弁護士等と連携して支援します。

② 学校問題解決支援事業

学校における様々な問題を未然に防止するため、教職員が適切に初期対応ができる力量を高めることをねらいとした養成講座を開催し、核となる人材養成することにより、学校組織としての対応力の向上を図ります。

また、市町教育委員会や地域の生徒指導の協議会等が主催する研修会等に、学校問題解決サポートチーム等を講師として派遣し、学校の対応力向上に向けた支援を行います。

(5) スクールカウンセラー等活用事業

① スクールカウンセラー活用事業

学校にスクールカウンセラーを配置して、いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対応するとともに、教育相談体制の充実及び教員の資質の向上に努めます。本年度は特に小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡充し、小学校における教育相談体制の整備、充実を進めます。

※ スクールカウンセラーの配置 313 校（小 123 校、中 159 校、高 31 校）

※ 緊急支援及び小学校への巡回 2 名（県教育委員会に配置）

② スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカー 4 名を県教育委員会に配置し、暴力行為や虐待などの事案に対して、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用による問題の解決に向けた支援を行います。

(6) 学びの環境づくり支援事業

子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、学校の取組として、従来のスクールカウンセラー活用事業に加え、中学校区を単位に重点的に取り組む校区にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の途切れのない支援を進めるなど、教育相談体制の充実・活性化を図ります。

また、学校と地域が一体となって取り組む「子ども支援ネットワーク構築事業」とも連携を図ります。

※ 研究指定校（15 中学校区、45 小学校）

(7) 防犯教育実践事業

児童生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高める実践的な取組を行うとともに、教職員や保護者等を対象にした防犯意識を高めるための講演会を開催します。

(8) 児童生徒の安全確保について

① 小学校におけるスクールガード組織の活動の充実・活性化を図るとともに、中学校区における子どもの見守り体制の整備充実のため、市町教育委員会等と連携を図りながら進めます。

② 通学路の安全点検をはじめ、効果的な不審者情報の配信、児童生徒への交通安全指導の徹底など、登下校時における児童生徒の安全確保に向けた取組を、各関係機関や市町教育委員会と連携を図りながら進めます。

16 学びを保障する人権教育の充実

1 現状（経緯）

- (1) 平成18年度末に、人権教育主事の業務内容について県と市町の役割の見直しを行い、平成21年度末をもってその配置を終了しました。
- (2) 平成21年5月に、県議会において「人権教育、啓発推進のための施策の充実を求める請願」が採択されました。
- (3) 平成22年度より2年間、人権教育主事配置終了後の市町における人権教育の充実・発展をめざし、「人権教育総合推進事業」を実施しました。

2 課題

- (1) 人権教育の先進的な指導方法や人権教育カリキュラムの開発、市町の課題に応じた教職員への人権教育研修の実施を支援し、「人権感覚あふれる学校づくり」を進める必要があります。
- (2) 学校、家庭、住民等が協働して、子どもたちを取り巻く人権に係わる課題の解決に向けて取り組む仕組みの構築や、学校と地域をつなぐ人材を育成し、「人権尊重の地域づくり」を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりに取り組む必要があります。

3 今後の対応

(1) 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進

① 人権感覚あふれる学校づくり事業

県立学校において、子どもたちの望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、昨年度作成・配付した人権学習指導資料の活用促進や大学等の研究者と連携した実践的研究等を行い、それらの成果や取組を広く県内に公開、発信します。

② 人権教育研究推進事業

小学校4校、中学校3校、県立学校1校及び4中学校区を指定し、人権教育の先進的な実践および「人権教育カリキュラム」を開発し、指定校の公開研究会等をとおして、その取組手法や指導内容等を県内の学校に普及します。

③ 人権教育研修プログラム作成事業

7地域の市町教育委員会と協働して「教職員研修プログラム」を作成し、市町における人権教育に関する教職員研修の実施を支援します。

(2) 「学びを保障する環境づくり」の推進

① 子ども支援ネットワーク構築事業

子どもたちが安心して学ぶことを保障するため、いじめなどの背景にある課題を解決し、未然に防止する地域連携の仕組みとして「子ども支援ネットワーク」を構築し、学力向上を支える環境づくりを推進します。

具体的には、平成27年度までの4年間に毎年10中学校区ずつ、計40中学校区に構築し、そのうち15中学校区については、「学びの環境づくり支援事業」のスクールカウンセラー重点配置校15中学校区と重ねて実施します。

② 推進教員育成事業

子どもたちが安心して学ぶことを保障する「子ども支援ネットワーク」構築の要となる推進教員を、校種間連携や多様な主体との協働などの実践的場面において育成するとともに、研修会・交流会等を実施し、資質向上を図ります。

17 健康教育の推進

◆ 学校保健の推進

1 現状と課題

多様化、深刻化した児童生徒の健康課題に対応するには、専門医等と課題を共有して適切な役割分担に基づく活動を行う必要があり、それを推進する学校保健委員会の設置と開催に向けた取組が必要です。

【学校保健委員会設置状況】

(下段は学校数)

小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		全体	
平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
83%	90%	88%	91%	100%	100%	100%	100%	86%	91%
327/395	352/393	146/166	152/167	72/72	68/68	15/15	15/15	562/650	587/643

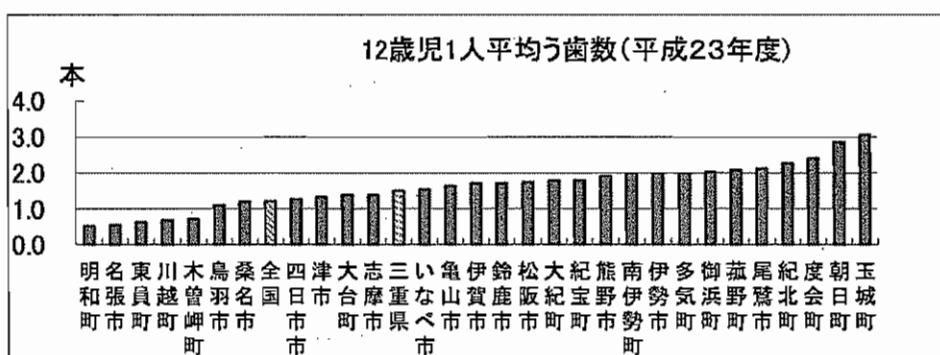
【重点課題】

(1) メンタルヘルスに関する課題

- ① 小中高ともに心の問題での継続支援数が増加
 - ② 専門医と学校が連携して心の発達を支援する必要性

(2) 歯と口の健康づくりに関する課題

- ・12歳の一人平均DMF指数は、全国平均より高くなっています。



(3) 性に関する指導の課題

- ・10代の人工妊娠中絶や性感染症は、平成14年をピークに減少傾向にあるものの、全国平均より高くなっています。

2 教育委員会の取組及び今後の方針

- (1) 学校保健委員会を開催した学校の割合（平成27年度目標：100%）
- (2) 「学校保健課題解決支援事業」（文部科学省委託事業）
 - ① 県内の健康課題とそれへの対策を検討するための協議会（医師会代表、学校関係者、行政関係者等）の設置
 - ② 教職員の資質の向上及び具体的な対応策の理解のための講演会の開催
 - ③ 課題ごとに組織された支援チームの学校への派遣
 - ④ 市町教育委員会と連携し、モデル地域（県内2ヶ所予定）での実践的な取組
- (3) 「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の基本施策の推進
 - ① 健康福祉部と連携し、「学校におけるフッ化物応用マニュアル」の作成における内容の検討
 - ② 講習会の案内や資料の配付等、教職員がフッ化物洗口について正しく理解する取組の推進
- (4) 各学校における児童生徒の健康管理を適切に実施するための、5つの専門委員会の設置（心臓・腎臓・アレルギー・からだの問題・こころの問題）

◆ 食育・学校給食の推進

1 現状と課題

- (1) 学校給食実施状況について（文部科学省調査 平成23年10月1日現在）

小学校：完全給食	実施率 99.2%	390校／393校
中学校：完全給食（補食給食を含む）	実施率 66.5%	111校／167校
- (2) 学校給食における地場産物の活用状況について

【学校給食において地場産物を使用する割合】 (食材数ベース)				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全国	23.3%	23.4%	26.1%	25.0%
三重県	22.3%	24.2%	28.5%	27.7%

*三重県第2次食育推進計画における目標値：40%

(3) 学校給食の食材の安全性について

県が実施する放射性物質の検査により、学校給食で使用する食材の安全性は確保されている状況ですが、引き続き、関係部局等と連携して情報収集をするなどして、より一層の安全・安心の確保に努める必要があります。

2 教育委員会の取組及び今後の方針

(1) 学校給食衛生管理講習会の開催

学校給食における衛生管理の徹底を図るため、対象者別に学校給食衛生管理講習会の開催

(対象者：管理職、衛生管理責任者、県立学校給食調理員)

(2) 「みえ地物一番給食の日」の取組

① 毎月第3日曜日の直前の木・金曜日を「みえ地物一番給食の日」とし、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進

② 強化月間（6月、11月）の各地域の取組（給食献立）をホームページで紹介

(3) 栄養教諭を中心とした食育推進事業の実施（文部科学省委託事業）

① 鈴鹿市、尾鷲市をモデル地域に指定し、学校給食の充実を含めた食育の実践的取組を推進

② モデル地域における実践発表や食育推進のための講演等の食育推進講習会の開催

（栄養教諭を中心とした食育推進事業 推進地域）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
鈴鹿市	伊勢市	亀山市	鈴鹿市・尾鷲市

(4) 学校給食モニタリング事業（文部科学省委託事業により実施予定）

① 趣旨

児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食一食全体について事後検査を実施

② 実施方法

- ・対象：検査の実施を希望する市町の学校（調理場）及び県立特別支援学校
- ・検査方法：実際に提供した学校給食について一食全体の食材5日分（一週間）の給食を1検体として検査を実施（年間70回程度）
(一定期間ごとにモニタリング対象校（調理場）を変更可)
- ・検査結果の公表：県教育委員会・県農林水産部農産物安全課のホームページ

18 子どもの体力向上

1 現状（概要）

文部科学省が平成20年度から実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、三重県の子どもたちの体力は、ここ数年でやや上昇傾向に転じているものの、全国と比較すると、依然として多くの種目で下回っている状況にあります。

【平成22年度調査の体力合計点の平均】

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
全国	54.4	54.9	41.7	48.1
三重県	52.8	53.4	41.1	47.7

(平成23年度の調査は、東日本大震災の影響で実施されませんでした。)

2 課題

(1) ほとんど運動をしない児童生徒が多いことから、子どもたちが自ら運動に親しむ習慣づくりが必要です。(特に女子にその傾向が顕著)

【1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合(体育の授業を除く)】

- ・小学校第5学年 男子：10.9% 女子：23.7%
- ・中学校第2学年 男子：6.1% 女子：24.3%

(平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

(2) 体力向上に関する継続的な取組を行っている学校が少ないため、子どもたちの運動機会を拡充する必要があります。

【体育の授業以外で体力向上に関する継続的な取組を行っている学校の割合】

- ・小学校：33.8% (全国 68.1%)
- ・中学校：14.7% (全国 25.5%)

(平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

(3) 新体力テストを継続的に行っている学校は、体力合計点の数値が高いことから、継続して実施する学校を増やす必要があります。

【本県の毎年継続実施率】(実施校／公立小中学校または県立高等学校数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	15.8% (64/404)	23.3% (92/395)	32.8% (129/393)
中学校	92.2% (153/166)	95.2% (158/166)	96.4% (161/167)
高等学校	77.0% (47/61)	78.3% (47/60)	80.4% (45/56)

(平成23年度三重県教育委員会調査)

3 本年度の取組

(1) 体育・保健体育の授業の工夫改善

- 学校体育担当者研究協議会において、子どもたちが運動を好きになる体育授業を目指した講習会を開催し、教員の指導力向上を図ります。
- 県教育委員会と三重大学教育学部が連携・作成した運動カード教材「子どもに経験させたい運動の世界20」を全公立小中学校に配付し、体育授業等で有効に活用されるよう取り組みます。
- 子どもの体力向上に関する研究校の取組を推進し、その取組成果を検証するとともに、県内の学校へ研究校の取組を広めていきます。
- 市町教育委員会と連携し、子どもたちが自らの体力を客観的に把握できるよう、新体力テストの結果を「体力の成長記録」として有効活用し、子どもたちの体力づくりの励みになる取組を進めます。

(2) 子どもたちの運動機会の拡充

- 体育活動支援員の配置（小学校を中心に10名配置）
モデル市町に、子どもたちの体育活動を支援する「体育活動支援員」を配置し、体育科の授業の工夫改善と、運動機会の拡充を図ることで、子どもたちが運動を好きになり、体力を向上できるよう取り組みます。
【モデル市町】鈴鹿市、鳥羽市、名張市、尾鷲市、御浜町の5市町
- モデル市町の取組を還流
モデル市町や学校の取組事例を、各学校の体力向上の取組に活かせるよう、実践交流会や公開授業等を実施します。
- 中学校運動部活動への外部指導者の派遣
地域のスポーツ指導者を外部指導者として中学校に派遣し、運動部活動の取組の充実を図ります。

19 武道の必修化

1 現状（概要）

学習指導要領の全面実施に伴い、今年度から中学校の保健体育科において、これまで選択して実施していた「武道」が、第1・2学年で男女共に必修となりました。武道種目については、地域や学校の実態に応じて「柔道」、「剣道」、「相撲」の中から1種目を選択し、履修することとなっています。

（1）これまでの取組

- 平成21年度から、保健体育科教員を対象とした武道の講習会を開催し、指導者の養成に努めてきました。 [講習会参加者数：200人（3年間）]
- 平成21年度から、武道の専門性を有する地域の指導者を外部指導者として学校へ派遣してきました。 [外部指導者の派遣数：14人（3年間）]
- 三重県柔道協会、三重県剣道連盟、三重県相撲連盟の協力を得て「中学校保健体育科における武道の指導について」を作成し、本年3月15日に、各市町教育委員会の学校体育担当者会において、武道指導に関する留意事項について説明するとともに、関係資料を配付いたしました。

（2）平成24年度における武道実施状況

- 県内の公立中学校166校の武道種目実施予定
柔道72校（43.4%） 剣道87校（52.4%） 相撲26校（15.7%）
(平成24年3月12日現在)

※複数種目を重複して実施する学校があるため、種目合計と学校数は一致していません。

2 柔道の安全管理の徹底について（文部科学省 平成24年3月9日付文書）

（1）各学校における柔道の指導体制の確認

次の①から④の事項について、平成24年4月27日現在の状況を、学校とともに設置者（市町教育委員会）において確認することとされています。

県教育委員会は、各市町からの報告を受け、5月末日までに文部科学省に報告します。

① 指導者について

- ・ 柔道の授業を開始する時点において、一定の指導歴又は研修歴を持った教員が指導に当たることができる体制になっているか。

② 指導計画について

- ・ 安全の確保に十分に留意した計画となっているか。

- ③ 施設設備等について
 - ・ 施設設備及び用具の安全が確保されているか。
 - ④ 事故発生時の対応について
 - ・ 事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか。
- (2) 各学校の設置者においては、「①から④の条件が満たされていない項目が発見された場合は、当面、柔道の授業の開始を遅らせ早急に条件整備を進めるなど適切な措置が講じられるようになります。」とされています。

3 本年度の取組

中学校における武道の授業が、より安全かつ円滑に実施されるよう、市町教育委員会及び武道関係団体と連携を図りながら取組を進めます。

(1) 講習会の開催

- 柔道の授業を指導する全ての教員を対象とした講習会を、県内3会場で新たに開催しました。
4月16日（三滝武道館）、4月26日（皇學館大学）、5月1日（三重武道館）
- 文部科学省の委託事業を活用し、各武道種目（柔道・剣道・相撲）の指導力向上に関する講習会を、県内7会場で開催する予定です。

(2) 外部指導者の派遣

県柔道協会、県剣道連盟と連携し、人材データバンクを作成・活用するとともに、(1)の文部科学省委託事業を活用し、地域の武道指導者を中学校へ派遣できるよう準備を進めています。

20 社会教育の推進

1 現状

本県では、法令の規定等により教育委員会が実施しなければならない社会教育関係業務および学校教育と密接な関係を有する業務に取り組むこととし、次の4つの観点から社会教育の推進を図っています。

(1) 社会教育の推進

① 三重県社会教育委員の設置

県全体の社会教育を振興する具体策の検討

- ・平成24年度審議テーマ

「社会教育施設における体験活動の充実と各施設が連携した社会教育の推進」

② 社会教育関係者のネットワーク会議の開催

県・市町教育委員会や社会教育関係者による意見交換や情報共有の実施とネットワークの構築

(2) 地域の教育力の向上

① 社会教育関係者の研修会の開催

各市町の社会教育指導者を対象とした研修会の開催による指導者の育成

② 地域住民の参画による地域の教育力の向上

地域住民の情報共有・情報交換の機会の提供

(3) 青少年教育施設の運営

- ・鈴鹿青少年センターの管理運営（平成18年4月に指定管理者制度導入）

- ・熊野少年自然の家の管理運営（平成22年4月に指定管理者制度導入）

県立青少年教育施設利用者数 (人)

年 度	H20	H21	H22	H23
熊野少年の自然の家	23,754	15,719	24,124	28,976
鈴鹿青少年センター	72,886	68,422	68,521	74,365

(4) 子ども読書活動の推進

① 市町図書館職員や行政職員、読書ボランティア、保護者等を対象にした研修会の開催

県教育委員会が開催した読書活動推進講演会等

年 度	H20	H21	H22	H23
回 数 (回)	8	12	12	13
参加者数 (人)	353	932	528	636

② 緊急雇用創出事業を活用した小中学校図書館における環境整備推進員の配置

小中学校図書館における環境整備推進員 (人)

年 度	H21	H22	H23	H24
配 置 数	20	20	20	20

※平成 21 年度から配置

2 課題

- (1) 県内各地の社会教育活動を効果的に推進するため、市町教育委員会などの関係機関との連携を深め、人材育成や情報提供等の充実を図る必要があります。
- (2) 地域のニーズの的確な把握とそれに応じた活動を地域ぐるみで連携・協力して行う必要があります。
- (3) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家について、指定管理者が行う施設管理、業務運営状況を把握する必要があります。
- (4) 読書活動推進計画の趣旨の浸透、取組の強化を図るため、市町教育委員会や市町立図書館等との連携を進める必要があります。

3 今後の対応

- (1) 県社会教育委員の助言を受け、県立青少年教育施設、図書館、博物館など各種社会教育施設における体験活動の充実を図るとともに、市町や民間施設、地域の団体、企業等と連携し、多様な体験活動の提供に取り組みます。
- (2) 多様な主体の参画を促し、地域の人材がボランティアとして学校や地域の教育活動を支える取組が円滑に推進されるよう支援します。
- (3) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の管理運営状況を定期的にモニタリングし、必要に応じ指導・助言を行うとともに、平成 25 年 3 月 31 日をもって現行の指定期間が満了することから、指定管理者の更新にかかる手続きを行います。
- (4) 学校、家庭、地域が連携して読書環境の整備、読書機会の拡充に取り組むよう、関係組織に働きかけ、本県の子ども読書活動の推進に取り組みます。

21 文化財の保存・活用

1 現状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」をはじめとして、多くの文化財があります。

(H24.4.1現在)

種別	国指定	県指定	合計	備考
有形文化財	184	331	515	
無形文化財	1	2	3	
民俗文化財	9	59	68	
記念物	84	162	246	
登録文化財ほか	131	10	141	重要伝統的建造物群等
合計	409	564	973	この他、遺跡は約14,000ヶ所

(2) 文化財に対する保護等の対応

文化財には、経年劣化や社会構造の変化によって、修復や記録保存等の措置を要するものが多くあります。このため、修復等への補助を中心として、文化財指定や文化財パトロール、市町支援等を実施しています。

(3) 補助事業

「活かそう守ろう“みえ”の文化財事業」は、みえの貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

年度	事業数	事業別	県補助額	参加者数
H21	19件	保存事業	72,475千円	15,982人
		活用事業	1,005千円	
		合計	73,480千円	
H22	20件	保存事業	113,588千円	15,469人
		活用事業	584千円	
		合計	114,172千円	
H23	19件	保存事業	113,100千円	18,641人
		活用事業	666千円	
		合計	113,766千円	
H24	18件 (予定)	保存事業	70,940千円	-
		活用事業	828千円	
		合計	71,768千円	

※H21～H23の事業名は「活かそう美し国の文化財事業」

2 課題

- 所有者や地域住民等による活用事業については、先進的な取組も増加していますが、まだまだ未成熟な事例も見られます。このため、活用事業の種類や形態等について、関係団体や市町をさらに支援していく必要があります。
- 海女習俗に関しては、「海女」が「無形文化遺産」になるためには、国の文化財指定を受ける必要がありますが、現時点では、県及び市の指定文化財にもなっていません。
- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の横垣峠道については、台風12号により参詣道の3箇所が山腹崩落に巻き込まれており、通行ができなくなっています。土石流の二次災害を防止する治山事業や隣接する林道復旧事業等と調和を図りながら、峠道の復旧を進めていく必要があります。

3 今後の対応

- 文化財を単なる過去の遺産ではなく、社会情勢の変化も勘案しつつ、人づくり・まちづくりの核となる未来に向けた財産として位置づけ、その保存と活用について所有者や市町等を支援していきます。
- 海女習俗に関しては、平成24年度から2か年、「海女習俗詳細調査事業」を実施し、海女文化の文化財としての価値を明らかにしたうえで、県の指定文化財となるよう取組を進めていきます。
- 横垣峠道の復旧については、世界遺産としての価値が維持されるよう文化庁と十分調整するとともに、治山事業を実施する農林水産部、林道復旧事業を実施する御浜町等と連携していきます。

22 教職員の資質向上

1 現状と課題

- (1) 学校教育の充実は、その直接の担い手である教職員の資質に負うところが極めて大きいことから、教職員の資質向上のための研修は非常に重要です。
- (2) 平成23年度は、教職員の経験や役割に応じた研修を体系的に実施するなど、研修内容・方法の改善を行いながら、研修講座を延べ439講座実施、インターネットを活用した研修（ネットDE研修）208講座を公開し、延べ4万人の教職員が受講しました。
- (3) 授業時間の確保や教育課題への対応などにより、教職員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっています。
- (4) 多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれ、教職員全体の資質向上が重要な課題となっています。

2 研修の概要

(1) 基本研修（経験や役割等のステージに応じた研修を体系化した悉皆研修）

- ① 初任者研修
 - ・小・中・県立学校新規採用教諭を対象として、基礎的実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見を身につけるための研修を実施します。
 - ・基礎的素養、教科指導、生徒指導、防災教育、学級経営等についての研修や、授業実践研修、社会体験研修等を実施します。
- ② 教職経験5年研修
 - ・教職経験5年を経過した小・中・県立学校の教諭を対象として、教職員としての自覚や資質を高め、実践的指導力の向上を図るための研修を実施します。
 - ・県単独で実施します。
 - ・教科指導、生徒指導、防災教育、学校・学級経営、人権教育等についての研修や、授業実践研修を実施します。
- ③ 教職経験10年研修
 - ・教職経験10年を経過した小・中・県立学校の教諭を対象として、自らの専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、中堅教諭としての自覚や資質を高め、力量の向上を図るための研修を実施します。

- ・個々の研修計画を作成し、研修計画に沿って研修を受講します。
- ・教科指導、生徒指導、防災教育、情報教育、学校・学級経営、人権教育等についての研修や、授業実践研修を実施します。

④ 管理職研修

- ・小・中・県立学校の新任校長、新任教頭を対象として、学校経営の最高責任者若しくは校務全般の実務における要としての職責を自覚し、特色ある学校づくりを行う能力を身につけるための研修を実施します。
- ・学校経営、コンプライアンス、学校防災・危機管理、人材育成、コーチング等の研修を実施します。

⑤ その他職種研修

- ・養護教諭研修、栄養教諭研修、学校事務職員研修、幼稚園等教員研修も職種に応じて同様に実施しています。特に、養護教諭研修等においては、食物アレルギーや脳脊髄液減少症などへの対応に関しても講座の中で取り上げています。

(2) みえの教職員授業力向上研修事業

① 授業実践研修

- ・初任者等、経験5年教員、経験10年教員を対象として、教職経験年数の異なる教員で班を構成し、授業研究を通して、継続的な相互研さんによる授業改善を図る研修を実施します。それにより、教員の授業力の向上とともに、授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成を目指します。

② 授業研究担当者育成研修

- ・小・中・県立学校の授業研究担当者を対象として、学校での授業研究を企画・運営する「授業研究担当者」を育成する研修を実施します。
- ・学校での授業研究に関する実践交流会を実施するとともに、Webページ等も活用し、研修成果の還元に努めます。

③ 今日的教育課題対応研修

- ・今日的な教育課題である特別支援教育、外国人児童生徒教育、キャリア教育等に関する研修講座を実施し、実践的な指導力の向上を図ります。

④ 自主的研究会活動に対する支援

- ・県立学校の授業改善に係る自主的研究を支援し、教職員の授業力の向上を図ります。

(3) 学校経営品質向上活動研修

- ・小・中・県立学校教職員及び学校関係者評価委員を対象として、学校経営品質向上活動に取り組み、継続的な改善活動を行う力量を高めるための研修を実施します。

(4) ネットD E研修

- ・インターネットを活用したeラーニングによる研修を実施することで教職員の研修機会を確保し、資質向上を図ります。
- ・教科指導や今日的な教育課題などの研修教材をインターネットで配信し、教職員が勤務校等で必要な時間に研修します。
- ・個人研修、校内研修、全教職員に周知徹底する大規模な研修など様々な研修形態に対応できます。

(5) ブロック別研修

- ・教職員が参加しやすく、各地域ごとの教職員のニーズや教育課題に即した研修として、県内教育研究所、市町教育委員会との共催講座を実施します。

(6) 指導改善研修（指導力等に課題のある教員に対する支援研修）

- ・学習指導、生徒指導、学級経営の指導力及び社会性や教育公務員としての資質にかかる課題を改善し、教員としての指導力及び資質の向上を図ります。

(7) 教科等のスキルアップを図るための研修

- ・教科等における指導内容やその方法及びさまざまな教育課題について目的や対象をより明確にしたテーマ別研修を実施し、知識の拡充・深化及び指導力の向上を図ります。

(8) 情報教育研修

- ・児童生徒が興味関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を目指します。
- ・情報教育研修として、情報モラル、プレゼンテーション、デジタルビデオの活用、校務の情報化等の研修を実施します。

(9) 教育相談研修

- ・教育相談にかかる研修を実施し、教職員が子どもたちの心の支援を行うための力量を高めます。
- ・教育相談連携校等に臨床心理相談専門員を派遣し、学校の相談体制づくりのための支援をします。

3 研修講座の検証

- (1) 受講者アンケートにより、研修講座の活用度及びニーズを把握します。
- (2) 研修受講後の研修効果測定により、受講者の研修の成果や効果、実践へのいかし方、学校での還流状況等を把握します。
- (3) 研修終了後に担当者が研修見直し報告書を作成し、次年度の講座構築に反映します。

4 今後の方向

- (1) 教職員の実践的な指導力の向上を図るとともに、教職員としての経験や役割、今日的な教育課題に対応する研修を体系化するとともに効果的に実施します。
- (2) 教職員の授業力向上に向けて、経験年数、校種の異なる教職員の相互研さんによる研修を実施するとともに、授業研究担当者を育成します。
- (3) 受講者アンケートや研修効果測定の結果をもとに、講座を継続的に改善します。（研修内容、研修形態、研修機会の確保等）
- (4) 県内の地域教育研究機関等との連携を深め、教職員の資質の向上を図ります。